

令04原機(環保)015

令和4年6月30日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口正範

(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の  
特定廃棄物管理施設の変更に係る  
使用前確認申請書

〔固体廃棄物減容処理施設の設置〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の8第3項の規定に基づき、使用前事業者検査の確認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

## 記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
代表者の氏名 理事長 小口 正範
  
2. 特定廃棄物管理施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地  
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所  
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地
  
3. 申請に係る特定廃棄物管理施設の概要  
別紙1に示すとおり。
  
4. 法第51条の7第1項又は第2項の認可年月日及び認可番号  
設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）の認可年月日及び認可番号  
令和4年4月18日 原規規発第2204186号
  
5. 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所  
構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（1号検査\*）  
期日 自 令和4年8月1日  
至 令和5年6月30日  
場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所  
  
機能及び性能の確認に係る検査（2号検査\*）  
期日 自 令和4年8月1日  
至 令和5年6月30日  
場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所  
  
工事が設工認申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査（3号  
検査\*）  
期日 自 令和4年8月1日  
至 令和5年6月30日

場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所

\*核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第6条の2第1項の各号に掲げる検査

6. 申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の開始の予定時期

令和5年8月1日

(廃棄物管理施設の新規制基準への適合性確認をもって使用の開始とする。)

7. 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法  
該当なし

添付資料－1：工事の工程に関する説明書

添付資料－2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料－3：施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

## 申請に係る特定廃棄物管理施設の概要

設工認[固体廃棄物減容処理施設の設置]（原規規発第 2204186 号）に係る特定廃棄物管理施設の概要

編	施設区分	設備機器
第 1 編	建物	固体廃棄物減容処理施設建家
	廃棄物管理設備本体	ステンレスライニング
	処理施設	遮蔽窓
	固体廃棄物の処理施設	遮蔽扉
	減容処理設備	分別エリア入口扉、分別エリア出口扉及びホール 出入室扉
		ポート
		ハッチ
		マニプレータ用プラグ
		マニプレータ
		パワーマニプレータ付クレーン
		クレーン
		サービスエリアクレーン
		廃棄物搬出入ピット
		エアラインスーツ設備
		焼却熔融設備（その 1）＊ 1
		焼却熔融設備（その 2）＊ 2
		焼却熔融設備（その 3）＊ 3
		焼却熔融設備（その 4）＊ 4
		固体系処理設備＊ 5
		廃樹脂乾燥設備（その 1）＊ 6
		廃樹脂乾燥設備（その 2）＊ 7
		分析設備＊ 8
		電気計装用プラグ類- 1 ～電気計装用プラグ類- 7
		電気計装用プラグ類- 8 ～電気計装用プラグ類- 9
		減容処理設備の配管類（埋設部）
		減容処理設備の配管類
		減容処理設備の電線管
	線量インターロック及び機械的ロック機構	

編	施設区分	設備機器
第2編	計測制御系統施設	計測制御設備*9
		集中監視設備
第3編	放射線管理施設	エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに排気モニタリング設備
		サーベイメータ、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ、放射線サーベイ用機器、個人被ばく管理装置、入退域管理装置及び放射能測定機器
第4編	その他廃棄物管理設備の附属施設 気体廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設 その他の主要な事項	セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、予備系排気設備
		管理区域系排気設備、フード系排気設備
		セル系排気設備の配管類（埋設部）
		固体廃棄物減容処理施設排気筒
		固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽*10
		固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）
		固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類
		固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管
		固体廃棄物の廃棄施設
		消火器
		消火栓設備
		ガス消火設備のガス消火設備ボンベ庫
		ガス消火設備*11
		ガス消火設備の配管類（埋設部）
		ガス消火設備の配管類
		ガス消火設備の電線管
		自動火災報知設備
		電気設備
発電装置*12		
無停電電源装置*13		
通信連絡設備(1/2)*14		
通信連絡設備(2/2)*15		

- \* 1 : 焼却溶融炉、2次燃焼器、排ガス冷却器、セラミックフィルタ、セル内フィルタ、排ガス吸着塔、ルテニウム吸着塔、排ガスフィルタ及び排ガス洗浄塔を示す。
- \* 2 : ミストセパレータ、排ガス加熱器、排ガス洗浄水冷却器、排ガス凝縮器、循環水タンク、凝縮水タンク、噴霧水タンク、焼却溶融炉冷却水タンク、焼却溶融炉冷却水冷却器及び圧縮空気貯留タンクを示す。
- \* 3 : コンベア、焼却灰回収装置、固化体収納装置、焼却溶融炉高周波電源接触器盤、高周波電源ケーブル用プラグ、排ガス配管用プラグ、溶融固化体移送台車、セル内架台、セル外架台、サンプル収納ラック、投入容器昇降機、廃棄物一時収納箱及び搬出ステージを示す。
- \* 4 : 廃棄物搬出入ピット、廃樹脂乾燥室、廃棄物受払室、配管類、弁、排ガスブロア、排ガス補助ブロア、循環水循環ポンプ、循環水移送ポンプ、凝縮水移送ポンプ、噴霧水ポンプ、焼却溶融炉冷却水循環ポンプ及び焼却溶融炉高周波電源盤を示す。
- \* 5 : 破碎機、投入容器出入装置、インセルフィルタ、ターンテーブル、開缶装置、分別エリア線量測定器、コンベア、レーザ切断装置、汚染測定器、焼却溶融セル線量測定装置、DOP サンプルングフード及び配管類を示す。
- \* 6 : 廃樹脂流動乾燥機、廃樹脂移送ポンプ、廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）、廃樹脂循環水貯槽、廃樹脂乾燥機分離水ポンプ、廃樹脂循環水ポンプ、廃樹脂乾燥ブロア、ホッパー、廃樹脂流動乾燥機（フィルタ2）、廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）、廃樹脂乾燥空気フィルタ、廃樹脂乾燥空気凝縮器、廃樹脂乾燥空気デミスタ及び架台を示す。
- \* 7 : 配管類及び廃樹脂乾燥機分離水フィルタを示す。
- \* 8 : 補修用グローブボックス、サンプル移送管用プラグ、試料採取用グローブボックス、容器搬出ボックス及び試料調整用フードを示す。
- \* 9 : 焼却溶融排ガス系現場制御盤、負圧監視盤(1)、(2)、廃液貯槽現場制御盤、計器及び配管類を示す。
- \* 10 : 廃液受入タンク、廃液搬出ボックス、廃液サンプルングフード1、2、洗浄塔廃液タンクA、B、液体廃棄物Aタンク、廃液移送ポンプ、洗浄塔廃液移送ポンプA、B及び液体廃棄物A移送ポンプを示す。
- \* 11 : 電線管、配管類、二酸化炭素消火設備制御盤、GR型受信機、手動起動装置、起動制御ユニット、放出表示灯、ホーンスピーカー、噴射ヘッド、感知器(1)、(2)、選択弁ユニット及び貯蔵容器ユニットを示す。
- \* 12 : ディーゼル発電機、共通台床、始動空気槽、発電装置現場盤、発電機連絡盤、燃料小出槽、燃料小出槽架台、ケーブルダクト、燃料油系配管、始動空気系配管及び電線管を示す。
- \* 13 : CVCF列盤、蓄電池列盤及び電線管を示す。
- \* 14 : 放送設備、ページング設備、加入電話設備、所内内線設備、避難用誘導設備を示す。
- \* 15 : 大洗研究所内通信連絡設備（固定電話機、ファクシミリ、携帯電話機）を示す。

## 工事の工程に関する説明書

固体廃棄物減容処理施設の設置に係る工事の工程（原規規発第 2204186 号）

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和 4 年						令和 5 年								
		7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
建物 固体廃棄物減容処理施設 建家	1 号	杭支持力検査								○						
		材料検査(1)								○						
		材料検査(2)								○						
		材料検査(3)								○						
		構造検査(1)								○						
		構造検査(2)								○						
		構造検査(3)								○						
		構造検査(4)								○						
		構造検査(5)								○						
		構造検査(6)								○						
		強度検査								○						
		外観検査(1)								○						
		外観検査(2)								○						
		外観検査(3)								○						
	据付・外観検査								○							
	2 号	—														
3 号	適合性確認検査								○				○			

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 ステンレスライニ ング	1号	材料検査(14)												○		
		外観検査(7)												○		
		気密検査(1)												○		
	2号	—														
	3号	適合性確認検査												○		
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 遮蔽窓	1号	材料検査(1)		○												
		材料検査(2)		○												
		寸法検査(1)		○												
		寸法検査(2)		○												
		据付・外観検査(1)		○												
		据付・外観検査(4)		○												
		気密検査(1)												○		
	2号	—														
3号	適合性確認検査		○										○			

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。



検査対象	検査項目注	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 遮蔽扉	1号	材料検査(1)												○		
		材料検査(2)												○		
		材料検査(3)												○		
		寸法検査(1)												○		
		寸法検査(4)												○		
		外観検査(1)												○		
		据付・外観検査(1)												○		
		据付・外観検査(2)												○		
		据付・外観検査(5)												○		
		気密検査(1)												○		
	2号	—														
3号	適合性確認検査												○			
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 分別エリア入口 扉、分別エリア出 口扉及びホール出 入室扉	1号	材料検査(5)		○												
		寸法検査(5)		○												
		外観検査(2)		○												
		据付・外観検査(6)		○												
		気密検査(1)												○		
	2号	—														
3号	適合性確認検査		○										○			

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 ポート	1号	材料検査(1)		○												
		寸法検査(1)		○												
		寸法検査(4)		○												
		外観検査(1)		○												
		据付・外観検査(1)		○												
		据付・外観検査(6)		○												
		気密検査(1)												○		
	2号	—														
	3号	適合性確認検査		○										○		
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 ハッチ	1号	材料検査(2)		○												
		材料検査(3)		○												
		材料検査(4)		○												
		寸法検査(2)		○												
		寸法検査(5)		○												
		外観検査(2)		○												
		据付・外観検査(2)		○												
		据付・外観検査(3)		○												
		据付・外観検査(7)		○												
		気密検査(1)												○		
	2号	—														
3号	適合性確認検査		○										○			

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 マニプレータ用プ ラグ	1号	材料検査(3)		○												
		寸法検査(3)		○												
		据付・外観検査(2)		○												
		据付・外観検査(5)		○												
		気密検査(1)												○		
	2号	—														
3号	適合性確認検査		○										○			
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 マニプレータ	1号	材料検査(4)		○												
		寸法検査(4)		○												
		据付・外観検査(3)		○												
		据付・外観検査(6)		○												
		気密検査(1)												○		
	2号	—														
3号	適合性確認検査		○										○			

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 パワーマニプレー タ付クレーン	1号	材料検査(6)					○									
		材料検査(7)					○									
		材料検査(8)					○									
		寸法検査(6)					○									
		寸法検査(7)					○									
		外観検査(3)					○									
		外観検査(4)					○									
	据付・外観検査(7)					○										
	2号	—														
3号	適合性確認検査					○										
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 クレーン	1号	材料検査(9)									○					
		材料検査(10)									○					
		寸法検査(8)									○					
		外観検査(5)									○					
	据付・外観検査(8)									○						
	2号	機能検査(1)									○					
3号	適合性確認検査									○						

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 サービスエリアク レーン	1号	材料検査(6)								○						
		材料検査(7)								○						
		寸法検査(6)									○					
		外観検査(3)									○					
	据付・外観検査(8)										○					
	2号	機能検査(1)									○					
3号	適合性確認検査									○						
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 廃棄物搬出入ピット	1号	材料検査(1)			○											
		材料検査(2)			○											
		材料検査(3)			○											
		寸法検査(1)			○											
		寸法検査(2)			○											
		強度検査(1)			○											
		据付・外観検査(1)			○											
	据付・外観検査(2)			○												
	2号	—														
3号	適合性確認検査			○												

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年										
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 エアラインスーツ 設備	1号	材料検査(11)			○													
		材料検査(12)			○													
		寸法検査(9)			○													
		外観検査(6)			○													
		据付・外観検査(9)			○													
		気密検査(1)													○			
	2号	—																
	3号	適合性確認検査			○										○			

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年										
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 焼却溶融設備 (その1) *1	1号	材料検査(1)												○				
		材料検査(2)													○			
		寸法検査(1)													○			
		寸法検査(2)													○			
		外観検査(1)													○			
		外観検査(2)													○			
		耐圧・漏えい検査(1)													○			
		耐圧・漏えい検査(2)													○			
		据付・外観検査(1)														○		
		据付・外観検査(2)														○		
	据付・外観検査(3)														○			
	系統検査(2)														○			
	容量検査(1)														○			
	2号	性能検査(1)													○			
		処理能力検査(1)													○			
	3号	適合性確認検査													○			

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：焼却溶融炉、2次燃焼器、排ガス冷却器、セラミックフィルタ、セル内フィルタ、排ガス吸着塔、ルテニウム吸着塔、排ガスフィルタ及び排ガス洗浄塔を示す。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年									
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 焼却溶融設備 (その2) *1	1号	材料検査(1)							○								
		材料検査(2)							○								
		寸法検査(1)							○								
		寸法検査(2)							○								
		外観検査(1)							○								
		外観検査(2)							○								
		耐圧・漏えい検査(1)							○								
		耐圧・漏えい検査(2)							○								
		据付・外観検査(1)							○								
		据付・外観検査(3)							○								
		系統検査(1)							○								
		容量検査(1)							○								
		2号	—														
	3号	適合性確認検査							○								

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：ミストセパレータ、排ガス加熱器、排ガス洗浄水冷却器、排ガス凝縮器、循環水タンク、凝縮水タンク、噴霧水タンク、焼却溶融炉冷却水タンク、焼却溶融炉冷却水冷却器及び圧縮空気貯留タンクを示す。



検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 焼却溶融設備 (その3) *1	1号	材料検査(1)											○			
		材料検査(2)											○			
		寸法検査(1)											○			
		寸法検査(4)											○			
		外観検査(1)											○			
		据付・外観検査(1)											○			
		据付・外観検査(2)											○			
	2号	—												○		
	3号	適合性確認検査											○	○		
	1号	気密検査(1)													○	

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：コンベア、焼却灰回収装置、固化体収納装置、焼却溶融炉高周波電源接触器盤、高周波電源ケーブル用プラグ、排ガス配管用プラグ、溶融固化体移送台車、セル内架台、セル外架台、サンプル収納ラック、投入容器昇降機、廃棄物一時収納箱及び搬出ステージを示す。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 焼却溶融設備 (その4) *1	1号	材料検査(1)					○					○				
		材料検査(2)					○									
		寸法検査(1)					○					○				
		寸法検査(3)										○				
		外観検査(1)					○									
		耐圧・漏えい検査(1)										○				
		据付・外観検査(1)					○									
		据付・外観検査(2)					○					○				
		系統検査(2)										○				
	2号	最大受入れ能力検査(1)									○					
	3号	適合性確認検査					○				○		○			

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：廃棄物搬出入ピット、廃樹脂乾燥室、廃棄物受払室、配管類、弁、排ガスブロア、排ガス補助ブロア、循環水循環ポンプ、循環水移送ポンプ、凝縮水移送ポンプ、噴霧水ポンプ、焼却溶融炉冷却水循環ポンプ及び焼却溶融炉高周波電源盤を示す。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 固体系処理設備*1	1号	材料検査(1)										○		○		
		材料検査(2)												○		
		寸法検査(1)										○		○		
		寸法検査(3)										○				
		外観検査(1)												○		
		据付・外観検査(1)												○		
		据付・外観検査(2)										○		○		
	2号	機能検査(1)												○		
	3号	適合性確認検査										○		○		
			系統検査(1)											○		

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：破砕機、投入容器出入装置、インセルフィルタ、ターンテーブル、開缶装置、分別エリア線量測定器、コンベア、レーザ切断装置、汚染測定器、焼却溶融セル線量測定装置、DOP サンプルングフード及び配管類を示す。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 廃樹脂乾燥設備 (その1) *1	1号	材料検査(1)				○										
		材料検査(2)				○										
		寸法検査(1)				○										
		寸法検査(2)				○										
		外観検査(1)				○										
		外観検査(2)				○										
		据付・外観検査(1)				○										
		据付・外観検査(3)				○										
		耐圧・漏えい検査(1)				○										
		耐圧・漏えい検査(2)				○										
		系統検査(1)				○										
		容量検査(1)				○										
		2号	—													
	3号	適合性確認検査				○										

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：廃樹脂流動乾燥機、廃樹脂移送ポンプ、廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）、廃樹脂循環水貯槽、廃樹脂乾燥機分離水ポンプ、廃樹脂循環水ポンプ、廃樹脂乾燥ブロー、ホッパー、廃樹脂流動乾燥機（フィルタ2）、廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）、廃樹脂乾燥空気フィルタ、廃樹脂乾燥空気凝縮器、廃樹脂乾燥空気デミスタ及び架台を示す。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 廃樹脂乾燥設備 (その2) *1	1号	材料検査(1)				○										
		寸法検査(1)				○										
		寸法検査(2)				○										
		寸法検査(3)				○										
		据付・外観検査(2)				○										
		耐圧・漏えい検査(1)				○										
		耐圧・漏えい検査(2)				○										
	2号	—														
	3号	適合性確認検査				○										

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：配管類及び廃樹脂乾燥機分離水フィルタを示す。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 分析設備*1	1号	材料検査(1)								○						
		材料検査(2)								○						
		寸法検査(1)								○						
		寸法検査(4)								○						
		据付・外観検査(1)								○						
		据付・外観検査(2)								○				○		
		外観検査(1)								○						
		外観検査(2)												○		
		系統検査(1)									○			○		
		気密検査(1)												○		
	気密検査(2)									○						
	2号	機能検査(1)												○		
	3号	適合性確認検査								○				○		

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：補修用グローブボックス、サンプル移送管用プラグ、試料採取用グローブボックス、容器搬出ボックス及び試料調整用フードを示す。

検査対象	検査項目注	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 電気計装用プラグ 類-1～電気計装用 プラグ類-7	1号	材料検査(5)		○												
		材料検査(8)		○												
		寸法検査(3)		○												
		寸法検査(7)		○												
		外観検査(4)		○												
		据付・外観検査(4)		○												
		据付・外観検査(5)		○												
		据付・外観検査(9)		○												
		気密検査(1)												○		
	2号	—														
3号	適合性確認検査		○										○			
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 電気計装用プラグ 類-8～電気計装用 プラグ類-9	1号	材料検査(8)		○												
		寸法検査(7)		○												
		外観検査(4)		○												
		据付・外観検査(5)		○												
		据付・外観検査(9)		○												
		気密検査(1)												○		
	2号	—														
3号	適合性確認検査		○										○			

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 減容処理設備の配 管類（埋設部）	1号	材料検査(4)			○											
		材料検査(13)			○											
		寸法検査(2)			○											
		寸法検査(3)			○											
		寸法検査(10)			○											
		耐圧・漏えい検査(1)			○											
		据付・外観検査(3)			○											
	据付・外観検査(4)			○												
	2号	—														
3号	適合性確認検査			○												
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 減容処理設備の配 管類	1号	材料検査(9)									○					
		寸法検査(8)									○					
		寸法検査(9)									○					
		耐圧・漏えい検査(1)									○					
		据付・外観検査(10)									○					
		系統検査(1)									○					
	気密検査(1)											○				
	2号	—														
3号	適合性確認検査									○		○				

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。



検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 減容処理設備の電 線管	1号	材料検査(9)									○					
		寸法検査(8)									○					
		寸法検査(9)									○					
		据付・外観検査(10)									○					
	2号	—														
	3号	適合性確認検査									○					
廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備 線量インターロッ ク及び機械的ロッ ク機構	1号	据付・外観検査(2)									○					
	2号	作動検査(1)									○					
		作動検査(2)									○					
	3号	適合性確認検査									○					

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年									
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
計測制御系統施設 計測制御設備*1	1号	材料検査(1)						○									
		材料検査(2)						○									
		材料検査(3)						○									
		寸法検査(1)						○									
		寸法検査(2)						○									
		寸法検査(3)						○									
		外観検査(1)						○									
		据付・外観検査(1)						○									
		据付・外観検査(2)						○									
		据付・外観検査(4)						○									
		据付・外観検査(5)						○									
		据付・外観検査(6)						○									
		系統検査(1)						○									
	系統検査(2)						○										
	系統検査(3)						○										
	2号	機能検査(1)						○									
		機能検査(2)						○									
		機能検査(3)						○									
		機能検査(4)						○									
		機能検査(5)						○									
機能検査(6)							○										
3号	適合性確認検査						○										

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：焼却溶融排ガス系現場制御盤、負圧監視盤(1)、(2)、廃液貯槽現場制御盤、計器及び配管類を示す。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
計測制御系統施設 集中監視設備	1号	据付・外観検査(3)								○						
		系統検査(4)								○						
		系統検査(5)								○						
	2号	警報検査(1)								○						
		警報検査(2)								○						
	3号	適合性確認検査								○						

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
放射線管理施設 屋内管理用の設備 放射線監視設備 エリアモニタ、室内 空気モニタ、ローカ ルサンプリング装置 屋外管理用の設備 放射線監視設備 排気モニタリング設 備	1号	据付・外観検査(1)									○					
		据付・外観検査(2)									○					
		据付・外観検査(3)									○					
		系統検査(1)									○					
	2号	作動検査(1)									○					
		作動検査(2)									○					
	3号	適合性確認検査									○					

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
放射線管理施設 屋内管理用の設備 出入管理関係設備 サーベイメータ、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備及びハンドフットクロスモニタ 放射線監視設備 放射線サーベイ用機器 個人管理用設備 個人線量計 個人被ばく管理装置、入退域管理装置 放射能測定設備 放射能測定機器	1号 据付・外観検査(1)										○					
	2号 ー															
	3号 適合性確認検査										○					

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目注	令和4年						令和5年									
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
その他廃棄物管理設備の附属施設 気体廃棄物の廃棄施設 セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、予備系排気設備	1号	材料検査(1)						○									
		材料検査(2)						○									
		材料検査(3)						○									
		寸法検査(1)						○									
		寸法検査(2)						○									
		寸法検査(3)						○									
		外観検査(1)						○									
		据付・外観検査(1)						○									
		据付・外観検査(2)						○									
		据付・外観検査(4)						○									
		据付・外観検査(5)						○									
	系統検査(1)						○										
	2号	機能検査(1)						○									
		機能検査(2)						○									
		機能検査(3)						○									
		機能検査(4)						○									
		機能検査(5)						○									
	3号	適合性確認検査						○									

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他廃棄物管理設備の附属施設 気体廃棄物の廃棄施設 管理区域系排気設備、 フード系排気設備	1号	据付・外観検査(3)					○									
		据付・外観検査(5)					○									
	2号	系統検査(1)					○									
		機能検査(1)					○									
		機能検査(2)					○									
		機能検査(3)					○									
		機能検査(4)					○									
	3号	適合性確認検査					○									
	その他廃棄物管理設備の附属施設 気体廃棄物の廃棄施設 セル系排気設備の配管 類（埋設部）	1号	材料検査(1)			○										
材料検査(2)					○											
材料検査(3)					○											
寸法検査(1)					○											
寸法検査(2)					○											
外観検査(1)					○											
据付・外観検査(1)					○											
据付・外観検査(2)					○											
2号		—														
3号		適合性確認検査			○											

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他廃棄物管理設備の附属施設 気体廃棄物の廃棄施設 排気筒 固体廃棄物減容処理 施設排気筒	1号	材料検査(1)								○						
		材料検査(2)								○						
		構造検査(1)								○						
		構造検査(2)								○						
		構造検査(3)								○						
		構造検査(4)								○						
		強度検査								○						
	外観検査								○							
	2号	—														
	3号	適合性確認検査								○						

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。



検査対象	検査項目注	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他廃棄物管理設備の附属施設 液体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物減容処理施設 設廃液貯槽*1	1号	材料検査(1)			○		○									
		材料検査(2)			○		○									
		寸法検査(1)			○		○									
		寸法検査(2)					○									
		外観検査(1)			○		○									
		外観検査(2)					○									
		据付・外観検査(1)			○		○									
		据付・外観検査(2)												○		
		据付・外観検査(3)					○									
		耐圧・漏えい検査(1)					○									
		耐圧・漏えい検査(2)					○									
		系統検査(1)					○							○		
	容量検査(1)					○										
	2号	機能検査(1)											○			
		処理能力検査(1)					○									
3号	適合性確認検査			○		○						○				

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：廃液受入タンク、廃液搬出ボックス、廃液サンプリングフード1、2、洗浄塔廃液タンクA、B、液体廃棄物Aタンク、廃液移送ポンプ、洗浄塔廃液移送ポンプA、B及び液体廃棄物A移送ポンプを示す。

検査対象	検査項目注	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他廃棄物管理設備の附属施設 液体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物減容処理施設 廃液貯槽の配管類 (埋設部)	1号	材料検査(1)			○											
		材料検査(2)			○											
		寸法検査(1)			○											
		寸法検査(2)			○											
		耐圧・漏えい検査(1)			○											
		外観検査(1)			○											
		据付・外観検査(1)			○											
	2号	—														
	3号	適合性確認検査			○											
その他廃棄物管理設備の附属施設 液体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物減容処理施設 廃液貯槽の配管類	1号	材料検査(1)									○					
		寸法検査(1)									○					
		寸法検査(2)									○					
		耐圧・漏えい検査(1)									○					
		据付・外観検査(1)									○					
		系統検査(1)									○					
		気密検査(1)											○			
	2号	—														
	3号	適合性確認検査									○		○			

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>		令和4年						令和5年								
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他廃棄物管理設備の附属施設 液体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物減容処理施設 廃液貯槽の電線管	1号	材料検査(1)									○						
		寸法検査(1)									○						
		寸法検査(2)									○						
		据付・外観検査(1)									○						
	2号	—															
	3号	適合性確認検査									○						
その他廃棄物管理設備の附属施設 固体廃棄物の廃棄施設	1号	据付・外観検査(1)								○							
	2号	—															
	3号	適合性確認検査								○							

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>		令和4年						令和5年								
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 消防設備 消火設備 消火器	1号	据付・外観検査(3)		○													
	2号	—															
	3号	適合性確認検査		○													
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 消防設備 消火設備 消火栓設備	1号	据付・外観検査(3)		○													
	2号	—															
	3号	適合性確認検査		○													

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 消防設備 消火設備 ガス消火設備のガス消火設備ボンベ庫	1号	杭支持力検査(1)					○									
		材料検査(1)					○									
		材料検査(2)					○									
		構造検査(1)					○									
		構造検査(2)					○									
		構造検査(3)					○									
		構造検査(4)					○									
		強度検査(1)					○									
		外観検査(1)					○									
		据付・外観検査(1)					○									
	2号	—														
	3号	適合性確認検査					○									

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年									
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 消防設備 消火設備 ガス消火設備*1	1号	材料検査(1)									○	○		○			
		材料検査(2)													○		
		寸法検査(1)										○	○		○		
		寸法検査(3)										○	○				
		外観検査(1)														○	
		据付・外観検査(1)														○	
		据付・外観検査(2)										○	○		○		
	2号	系統検査(2)													○		
		警報検査(1)														○	
	3号	警報検査(2)														○	
		適合性確認検査										○	○		○		

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：電線管、配管類、二酸化炭素消火設備制御盤、GR型受信機、手動起動装置、起動制御ユニット、放出表示灯、ホーンスピーカー、噴射ヘッド、感知器(1)、(2)、選択弁ユニット及び貯蔵容器ユニットを示す。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 消防設備 消火設備 ガス消火設備の配管類（埋設部）	1号	材料検査(3)			○											
		寸法検査(1)			○											
		据付・外観検査(1)			○											
	2号	—														
	3号	適合性確認検査			○											
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 消防設備 消火設備 ガス消火設備の配管類	1号	材料検査(1)									○					
		寸法検査(1)									○					
		寸法検査(2)									○					
		据付・外観検査(1)									○					
		系統検査(3)									○					
		気密検査(1)												○		
	2号	—														
	3号	適合性確認検査									○		○			
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 消防設備 消火設備 ガス消火設備の電線管	1号	材料検査(1)									○					
		寸法検査(1)									○					
		寸法検査(2)									○					
		据付・外観検査(1)									○					
	2号	—														
	3号	適合性確認検査									○					

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>		令和4年						令和5年									
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 消防設備 自動火災報知設備	1号	据付・外観検査(3)									○							
		系統検査(2)									○							
	2号	警報検査(1)									○							
		警報検査(2)									○							
	3号	適合性確認検査									○							
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 電気設備	1号	据付・外観検査(2)					○											
	2号	性能検査(1)					○											
	3号	適合性確認検査					○											

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。



検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年									
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 電気設備 予備電源設備 発電装置*1	1号	材料検査(1)								○							
		材料検査(2)									○						
		材料検査(3)									○						
		材料検査(4)									○						
		材料検査(5)									○						
		寸法検査(1)									○						
		寸法検査(2)									○						
		寸法検査(3)									○						
		外観検査(1)									○						
		据付・外観検査(1)									○						
		据付・外観検査(2)									○						
		据付・外観検査(3)									○						
		据付・外観検査(4)									○						
		系統検査(1)									○						
		2号	機能検査(1)									○					
	作動検査(2)										○						
	作動検査(3)										○						
	3号	適合性確認検査									○						

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：ディーゼル発電機、共通台床、始動空気槽、発電装置現場盤、発電機連絡盤、燃料小出槽、燃料小出槽架台、ケーブルダクト、燃料油系配管、始動空気系配管及び電線管を示す。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>	令和4年						令和5年								
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 電気設備 予備電源設備 無停電電源装置*1	1号	材料検査(1)					○									
		材料検査(2)					○									
		材料検査(5)					○									
		寸法検査(1)					○									
		寸法検査(3)					○									
		外観検査(1)					○									
		据付・外観検査(1)					○									
		据付・外観検査(3)					○									
		据付・外観検査(5)					○									
	系統検査(1)					○										
	2号	機能検査(1)					○									
		作動検査(1)					○									
	3号	適合性確認検査					○									

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：CVCF 列盤、蓄電池列盤及び電線管を示す。

検査対象	検査項目 <sup>注</sup>		令和4年						令和5年								
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 通信連絡設備(1/2)*1	1号	据付・外観検査(2)										○					
	2号	作動検査(4)										○					
	3号	適合性確認検査										○					
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他の主要な事項 通信連絡設備(2/2)*2	1号	員数検査										○					
	2号	性能検査										○					
	3号	適合性確認検査										○					

注：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

\*1：放送設備、ページング設備、加入電話設備、所内内線設備、避難用誘導設備を示す。

\*2：大洗研究所内通信連絡設備（固定電話機、ファクシミリ、携帯電話機）を示す。

工事の工程における放射線管理に関する説明書

本申請に係る工事については、放射線管理を必要としない。

## 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

固体廃棄物減容処理施設における系統、設備又は機器の保全重要度は、環境保全部品質マネジメント要領「廃棄物管理施設の建設段階における重要度分類要領（OWTF-QAM-02）」<sup>\*1</sup>に基づき、また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の「保全文書の策定等に関するガイド（保全ガイド）」を参考に、設備系統（所定の安全機能を発揮するために構成される設備又は機器の単位）ごとに、施設全体の事故時放射線影響の程度、設備又は機器の故障時における廃棄物管理施設全体の安全性への影響、設備又は機器に求める信頼性及び保守性等を考慮し分類する。

なお、本申請において使用前確認を受けようとする対象設備については、施設管理の重要度が高い機器に該当しない。

設備又は機器の重要度分類一覧を表 3.1 に、相対的保全重要度及び保全方式の分類を図 3.1<sup>\*2</sup>に示す。

## \*1 施設、設備・機器等の重要度分類

固体廃棄物減容処理施設の施設、設備・機器及びそれらに関する業務について、以下の考慮すべき事項に従い重要度を分類する。

## (1) 考慮すべき事項

業務遂行により、公衆、環境及び従業員等（職員等及び職員等以外）の安全に与える影響の程度、施設の運転、異常時の措置等が施設の信頼性に与える程度等以下の事項を考慮する。

- ① 公衆・環境並びに従業員等（職員等及び職員等以外）の安全確保におよぼす影響
- ② 施設、設備・機器に期待されている固有の機能維持が適正に実施されず施設の信頼性確保におよぼす影響
- ③ 施設等の複雑性、又は作業プロセス等に対する特別な管理の必要性並びに業務の難易度等から習熟・経験等考慮すべき事項

## (2) 重要度分類の設定

施設、設備・機器について安全機能並びに前記、考慮すべき事項の重要度に応じてレベルⅠ、レベルⅡ、レベルⅢに分類する。

レベルⅠ；施設、設備・機器の事故、異常が環境、公衆の安全に重大な影響を与える重要な施設、設備・機器及び業務の難易度等から特記すべき作業

レベルⅡ；安全上の機能が低下又は喪失した場合、環境、公衆、従業員等（職員等及び職員等以外）への安全に影響がある施設、設備・機器及び業務の難易度等から特記すべき作業

レベルⅢ；安全上の機能が低下又は喪失した場合、従業員等（職員等及び職員等以外）への安全、施設の運転維持に影響がある施設、設備・機器及び業務の難易度等から特記すべき作業

\*2 「保全文書の策定等に関するガイド（保全ガイド）」から別図1及び別表1を抜粋した。

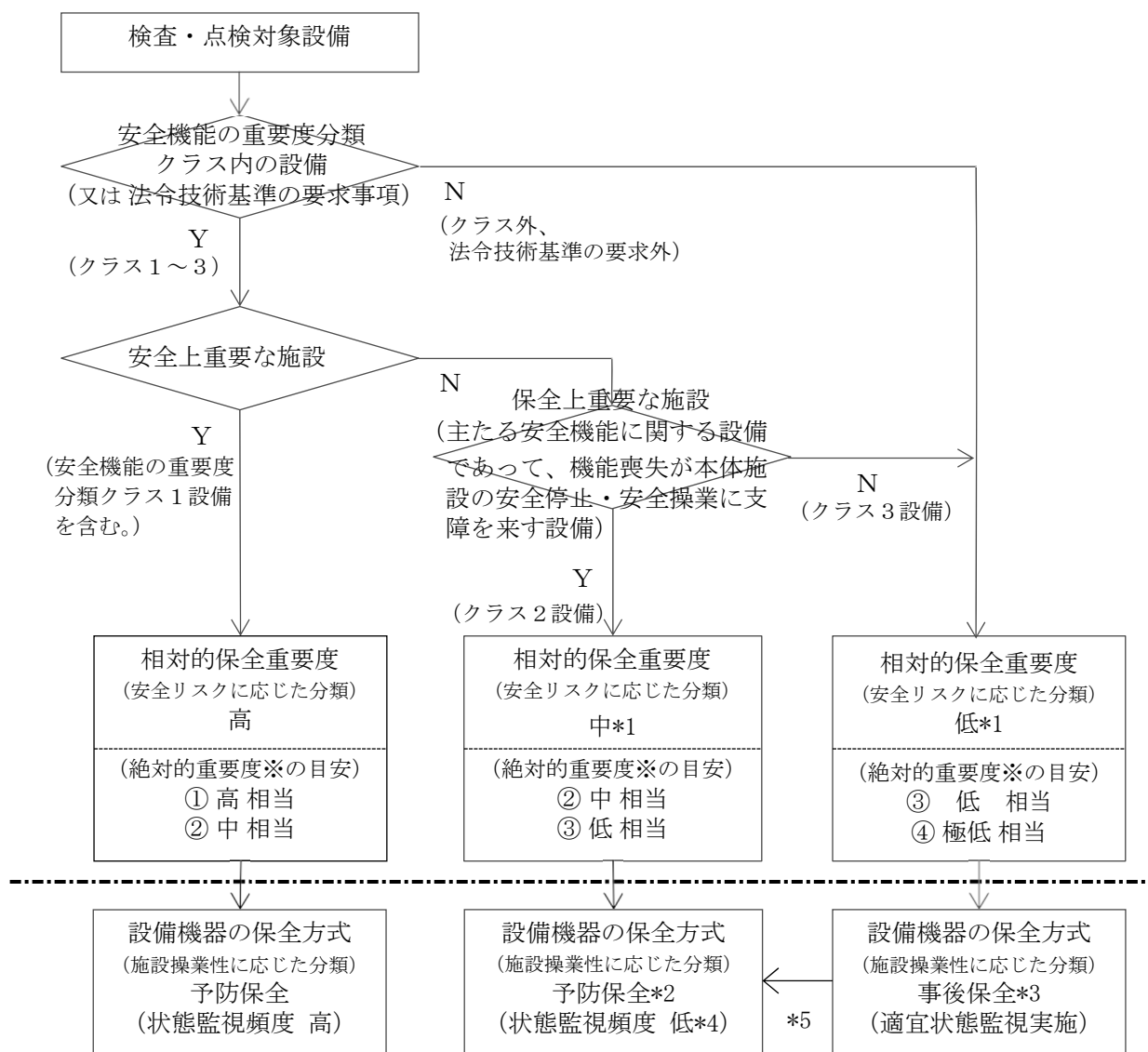
表 3.1 固体廃棄物減容処理施設の設置に係る各設備機器の保全重要度

編	施設区分	設備機器	保全重要度	安全機能の重要度	耐震重要度
第1編	建物	固体廃棄物減容処理施設建家	中	レベルⅡ	B
	廃棄物管理設備本体 処理施設 固体廃棄物の処理施設 減容処理設備	ステンレスライニング	中、低	レベルⅡ レベルⅢ	B
		遮蔽窓	中	レベルⅡ	B
		遮蔽扉	中	レベルⅡ	B
		分別エリア入口扉、分別エリア 出口扉及びホール出入室扉	中	レベルⅡ	B
		ポート	中	レベルⅡ	B
		ハッチ	中	レベルⅢ	B
		マニプレータ用プラグ	中	レベルⅡ	B
		マニプレータ	中	レベルⅡ	B
		パワーマニプレータ付クレーン	低	レベルⅢ	B
		クレーン	低	レベルⅢ	B
		サービスエリアクレーン	低	レベルⅢ	B
		廃棄物搬出入ピット	中	レベルⅡ	B
		エアラインスーツ設備	中	レベルⅡ	B
		焼却熔融設備（その1）*1	中、低	レベルⅡ	B
		焼却熔融設備（その2）*2	中、低	レベルⅡ レベルⅢ	B
		焼却熔融設備（その3）*3	中、低	レベルⅡ レベルⅢ	B
		焼却熔融設備（その4）*4	中、低	レベルⅡ レベルⅢ	B、C
		固体系処理設備*5	中、低	レベルⅢ	B、C
		廃樹脂乾燥設備（その1）*6	中、低	レベルⅡ	B
		廃樹脂乾燥設備（その2）*7	中、低	レベルⅡ	B
		分析設備*8	中	レベルⅡ	B、C
		電気計装用プラグ類-1～電気 計装用プラグ類-7	中	レベルⅡ	B
		電気計装用プラグ類-8～電気 計装用プラグ類-9	中	レベルⅡ	B
		減容処理設備の配管類（埋設 部）	中	レベルⅡ	B
		減容処理設備の配管類	中	レベルⅡ	B、C
		減容処理設備の電線管	低	レベルⅢ	B
		線量インターロック及び機械的 ロック機構	中	レベルⅡ	C

編	施設区分	設備機器	保全重要度	安全機能の重要度	耐震重要度
第2編	計測制御系統施設	計測制御設備*9	低	レベルⅢ	B
		集中監視設備	低	レベルⅢ	C
第3編	放射線管理施設	エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに排気モニタリング設備	低	レベルⅢ	B、C
		サーベイメータ、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ、放射線サーベイ用機器、個人被ばく管理装置、入退域管理装置及び放射能測定機器	低	レベルⅢ	C、-
第4編	その他廃棄物管理設備の附属施設 気体廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設 その他の主要な事項	セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、予備系排気設備	中	レベルⅢ	B
		管理区域系排気設備、フード系排気設備	中	レベルⅢ	C
		セル系排気設備の配管類（埋設部）	中	レベルⅢ	B
		固体廃棄物減容処理施設排気筒	低	レベルⅢ	B
		固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽*10	中、低	レベルⅡ	B、C
		固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）	中	レベルⅡ	B
		固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類	中	レベルⅡ	B、C
		固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管	低	レベルⅢ	B
		固体廃棄物の廃棄施設	低	レベルⅢ	B
		消火器	低	レベルⅢ	-
		消火栓設備	低	レベルⅢ	C
		ガス消火設備のガス消火設備ボンベ庫	低	レベルⅢ	B
		ガス消火設備*11	中	レベルⅢ	B
		ガス消火設備の配管類（埋設部）	中	レベルⅢ	B
		ガス消火設備の配管類	中	レベルⅢ	B
		ガス消火設備の電線管	中	レベルⅢ	B
		自動火災報知設備	低	レベルⅢ	C
		電気設備	低	レベルⅢ	C
発電装置*12	低	レベルⅢ	B、C		
無停電電源装置*13	低	レベルⅢ	B		
通信連絡設備(1/2)*14	低	レベルⅢ	C、-		
通信連絡設備(2/2)*15	低	レベルⅢ	-		



- \* 1 : 焼却熔融炉、2次燃焼器、排ガス冷却器、セラミックフィルタ、セル内フィルタ、排ガス吸着塔、ルテニウム吸着塔、排ガスフィルタ及び排ガス洗浄塔を示す。
- \* 2 : ミストセパレータ、排ガス加熱器、排ガス洗浄水冷却器、排ガス凝縮器、循環水タンク、凝縮水タンク、噴霧水タンク、焼却熔融炉冷却水タンク、焼却熔融炉冷却水冷却器及び圧縮空気貯留タンクを示す。
- \* 3 : コンベア、焼却灰回収装置、固化体収納装置、焼却熔融炉高周波電源接触器盤、高周波電源ケーブル用プラグ、排ガス配管用プラグ、熔融固化体移送台車、セル内架台、セル外架台、サンプル収納ラック、投入容器昇降機、廃棄物一時収納箱及び搬出ステージを示す。
- \* 4 : 廃棄物搬出入ピット、廃樹脂乾燥室、廃棄物受払室、配管類、弁、排ガスブロア、排ガス補助ブロア、循環水循環ポンプ、循環水移送ポンプ、凝縮水移送ポンプ、噴霧水ポンプ、焼却熔融炉冷却水循環ポンプ及び焼却熔融炉高周波電源盤を示す。
- \* 5 : 破碎機、投入容器出入装置、インセルフィルタ、ターンテーブル、開缶装置、分別エリア線量測定器、コンベア、レーザ切断装置、汚染測定器、焼却熔融セル線量測定装置、DOP サンプルングフード及び配管類を示す。
- \* 6 : 廃樹脂流動乾燥機、廃樹脂移送ポンプ、廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）、廃樹脂循環水貯槽、廃樹脂乾燥機分離水ポンプ、廃樹脂循環水ポンプ、廃樹脂乾燥ブロア、ホッパー、廃樹脂流動乾燥機（フィルタ2）、廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）、廃樹脂乾燥空気フィルタ、廃樹脂乾燥空気凝縮器、廃樹脂乾燥空気デミスタ及び架台を示す。
- \* 7 : 配管類及び廃樹脂乾燥機分離水フィルタを示す。
- \* 8 : 補修用グローブボックス、サンプル移送管用プラグ、試料採取用グローブボックス、容器搬出ボックス及び試料調整用フードを示す。
- \* 9 : 焼却熔融排ガス系現場制御盤、負圧監視盤(1)、(2)、廃液貯槽現場制御盤、計器及び配管類を示す。
- \* 10 : 廃液受入タンク、廃液搬出ボックス、廃液サンプルングフード1、2、洗浄塔廃液タンクA、B、液体廃棄物Aタンク、廃液移送ポンプ、洗浄塔廃液移送ポンプA、B及び液体廃棄物A移送ポンプを示す。
- \* 11 : 電線管、配管類、二酸化炭素消火設備制御盤、GR型受信機、手動起動装置、起動制御ユニット、放出表示灯、ホーンスピーカ、噴射ヘッド、感知器(1)、(2)、選択弁ユニット及び貯蔵容器ユニットを示す。
- \* 12 : ディーゼル発電機、共通台床、始動空気槽、発電装置現場盤、発電機連絡盤、燃料小出槽、燃料小出槽架台、ケーブルダクト、燃料油系配管、始動空気系配管及び電線管を示す。
- \* 13 : CVCF列盤、蓄電池列盤及び電線管を示す。
- \* 14 : 放送設備、ページング設備、加入電話設備、所内内線設備、避難用誘導設備を示す。
- \* 15 : 大洗研究所内通信連絡設備（固定電話機、ファクシミリ、携帯電話機）を示す。



※絶対的重要度

- ① 事故時公衆被ばく線量が 5mSv を超えるおそれのある原子力施設
- ② 事故時公衆被ばく線量が 5mSv 以下の原子力施設
- ③ 事故時公衆被ばく線量が 0.5mSv 以下の原子力施設
- ④ 事故時公衆被ばく線量が 0.05mSv 以下の原子力施設

図3.1 相対的保全重要度及び保全方式の分類

(分類に係る注記)

上記フローによる分類を基本とするが、施設ごとに、施設全体の事故時放射線影響の程度、設備機器の故障時における施設全体の安全性への影響、設備機器ごとの特殊性（取扱物の危険性等）及び保守性（運転保守経験、施設操業性、部品供給性等）、施設の状況（廃止措置、廃棄物埋設等の移行段階を含む。）等を勘案して決定する。

\*1 事故評価（決定論的事故評価）における周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく線量の程度を考慮した「施設及び設備機器の“絶対的”重要度（別表1参照）」を加味し、保安活動の

程度（点検・巡視の内容、頻度等）を下記\*2、\*3及び\*4のとおり差別化する。

\*2 予防保全とする設備は、所定の点検及び必要なメンテナンス（消耗品の交換や補給、異常が見られたときの補修等）を行うが、その保全方法は、系統を構成する設備（支援機器を含む。）のすべてに同じものを適用するのではなく、機器単位で選定する。それら機器が故障したときに施設の安全性に影響を与えないものについては、施設の操業性を考慮して保全方法を選定する。（例えば、電気・電子部品など劣化の兆候が把握できないもの又はVベルトなど突発的に損傷・故障してしまうものについては、施設の操業性に支障がない場合は、故障後の交換も可とする。）

ただし、「施設の安全性に影響を与えない」とは、次の場合をいう。

- ① 運転や作業の前に準備として機器を動かすもの若しくは運転や作業の監視を行うものであって、故障があれば運転や作業を行わないことで施設の安全性が確保できる場合。
- ② 運転中や作業中に故障があっても、その影響が施設全体に及ぶ前に、運転や作業を停止する若しくは必要な保安措置を講じることで施設の安全性が確保できる場合。

\*3 事後保全とする設備でも、巡視において異状又は異常を認めたときは、速やかに経過観察（巡視の頻度や内容の調整を含む。）又は異状・異常の解消のための必要な処置を施す。

また、別途、定期的な点検や法定検査など年1回以上の検査・点検を実施しているものは、自主的な点検（施設管理上の保安要求として義務付けるものではない。）として管理してもよい。

\*4 状態監視の頻度「低」とは所定の期間で（ルーチンとして）監視を行うことをいう。

\*5 技術基準規則に該当する設備は事業者検査の対象となるため、保全重要度「低」であつても「予防保全」とするが、その場合の検査区分は「記録確認」又は「保安記録確認」でよい。

そのほか、故障時の本体施設安全性への影響は小さいが、本体施設を計画的・安定的・経済的に操業する上で事業者検査相当の信頼性を求める設備（全部又は一部の系統）は、「予防保全」としてもよい。すなわち、保全重要度「低」で「予防保全（記録確認又は保安記録確認）」に区分される設備（全部又は一部の系統）があつてもよい。

別表1 施設全体としての絶対的な安全上の重要度及び  
事業施設間の相対的な保全重要度の比較（目安）

施設全体の絶対的重要度	施設（略称） 潜在的リスク、取扱い形態等  事故時公衆被ばく線量の目安 事故時従事者被ばく線量の目安	設備機器の重要度				
		絶対的重要度 極高	絶対的重要度 高	絶対的重要度 中	絶対的重要度 低	絶対的重要度 極低
		100mSv超 100mSv超	5mSv超 50mSv超	0.5mSv超 5mSv超	0.05mSv超 1mSv超	0.05mSv以下 1mSv以下
極高	実用発電炉 甚大放出の可能性	相対的重要度 高	相対的重要度 中	相対的重要度 低		
高	再処理施設 大量放出の可能性		相対的重要度 高	相対的重要度 中	相対的重要度 低	
	高出力研究炉 大量放出の可能性		相対的重要度 高	相対的重要度 中	相対的重要度 低	
中	研究開発段階発電炉（廃止措置※） 多量のNaや放射化物等の取扱い			相対的重要度 高	相対的重要度 中	相対的重要度 低
	再処理施設（廃止措置※） 多量の使用済燃料やPu等の取扱い			相対的重要度 高	相対的重要度 中	相対的重要度 低
	低出力研究炉 反応度事故の可能性			相対的重要度 高	相対的重要度 中	相対的重要度 低
	加工施設 臨界事故の可能性			相対的重要度 高	相対的重要度 中	相対的重要度 低
	安重施設あり使用施設 多量の使用済燃料やPu等の取扱い			相対的重要度 高	相対的重要度 中	相対的重要度 低
	高出力研究炉（廃止措置※） 多量の放射化物等の取扱い			相対的重要度 高	相対的重要度 中	相対的重要度 低
低	低出力研究炉（廃止措置※） 放射化物等の取扱い				相対的重要度 中	相対的重要度 低
	加工施設（廃止措置※） 核燃料・汚染物の非密封取扱い				相対的重要度 中	相対的重要度 低
	低リスク使用施設 核燃料の非密封取扱い				相対的重要度 中	相対的重要度 低
	廃棄物管理・処理施設 廃棄物・汚染物の非密封取扱い				相対的重要度 中	相対的重要度 低
極低	極低リスク使用施設 核燃料の密封取扱い、少量取扱い				相対的重要度 中	相対的重要度 低
	廃棄物埋設施設 廃棄物埋設後の密封取扱い				相対的重要度 中	相対的重要度 低

※ 廃止措置の段階によってさらに潜在的リスクは減少する。